

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画等の策定に係る事業)

令和2年1月15日

協議会名:戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会

評価対象事業名:地域公共交通バリアフリー化調査事業

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通網形成計画等の計画等の策定に向けた方針
<p>●移動等円滑化促進方針案の検討 ・事業内容(別添素案P10~31) 市民等へのアンケート調査、まち歩きワークショップ、道路や施設等の状況調査結果等を参考にしながら、検討を行う。 ・結果概要(別添素案P32~62) 市のバリアフリー促進のため、「ハード・ソフト一体的な取組による、市のバリアフリー化の方向性を示す」とこと、「施設配置等の状況や関連計画等を踏まえた一体的かつ連続的なバリアフリー化の推進」が必要ということがわかった。 ハード面においては、促進地区及び生活関連施設、生活関連経路等を設定し、ソフト面においては、心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する事項等を設定し、戸田市移動等円滑化促進方針(素案)を策定した。</p> <p>●協議会等開催 ・事業内容(別添素案P8~9) 現状と課題を整理し、広く市民の意見を収集すべく、多様な主体で構成する策定協議会にて検討を進めた。 ・結果概要 策定協議会 3回 まち歩きワークショップ 1回</p>	<p>A 新型コロナ禍での策定作業であったが、まち歩きワークショップや策定協議会の開催等、市民意見の収集を積極的に行い、計画通りに事業を遂行することができた。</p>	<p>策定した戸田市移動等円滑化促進方針(素案)については、1月12日から2月12日までパブリック・コメントを実施する。 その後、パブリック・コメントを踏まえた修正等を行い、第4回戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会を実施し、最終的な戸田市移動等円滑化促進方針(案)を報告、決裁したのち、令和3年4月に公表する。 促進方針公表後は、バリアフリー推進に係る具体的な事業を定めるため、バリアフリー基本構想の策定に着手する。</p>

記載事項

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和 年 月 日

協議会名:

評価対象事業名: 地域公共交通バリアフリー化調査事業

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通網形成計画等の計画策定等に向けた方針
<p>事業内容及び結果概要を記載する。結果概要では、主な調査結果について結論を簡潔に記載する。</p>	<p>A~C いずれか 記入</p> <p>調査事業が適切に実施されたかを、A,B,Cの3段階で評価する。計画どおり実施されなかった場合には、実施されなかった事項及びその理由を明らかにする。</p> <p>A:事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された B:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった C:事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった</p>	<p>事業内容、実施時期等を記載し、調査結果を受けた計画策定の方針を記載する。</p>